

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和５年１２月８日（令和５年（行情）諮問第１１１９号）

答申日：令和６年１２月２０日（令和６年度（行情）答申第７３４号）

事件名：「省庁間取決め」に該当する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第１ 審査会の結論

別紙に掲げる文書４（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

第２ 審査請求人の主張の要旨

１ 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和５年９月４日付け防官文第１８４６８号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２ 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（１）文書の特定が不十分である。

ア 国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）【別紙１（略）】である。

イ 国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成３０年１０月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」（２０頁）と定めている。

ウ ア及びイの理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

エ 本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべき

である。

- (2) 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙2（略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙3（略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

- (3) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

なお本件申立て時には開示実施を受けていないが、過去の例から処分庁の開示の実施が申立可能期間を過ぎた後に行われる場合があるので、事前に申し立てる次第である。

- (4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

- (5) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

- (6) 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）の

範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（２４頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

（７）紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が特定されなかったものについては、その特定を求めるものである。

（８）全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。

他に文書がないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

（９）複写媒体としてＤＶＤ－Ｒの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてＤＶＤ－Ｒが選択できるよう改めて決定を求める。

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 経緯

本件開示請求は、「「省庁間取決め」（出典：２０２２．９．１３一本本Ｂ１４９０）に該当するもの全て。」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙に掲げる４文書を特定し、令和５年９月４日付け防官文第１８４６８号により、法５条３号及び５号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

２ 法５条該当性について

本件対象文書の全てについては、公にしないことを前提とした文書及び検討段階にある文書であり、これを公にすることにより、我が国の安全保障上の関心事項等が推察され、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあるとともに、国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、件名及び件数を含めて、法５条３号及び５号に該当するため不開示とした。

３ 審査請求人の主張について

（１）審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。

（２）審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成２４年

4月4日付け防官文第4639号)についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

- (3) 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求める」としているが、別紙に掲げる4文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (4) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、別紙に掲げる4文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書が同条3号及び5号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。
- (6) 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、別紙に掲げる4文書は、電磁的記録で管理されている行政文書であり、紙媒体を保有していない。
- (7) 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める」及び「他に文書がないか確認を求める」としているが、審査請求書の内容に鑑みれば原処分で特定した文書以外の文書の開示を求めていると解されるところ、別紙に掲げる4文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (8) 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらない。
- (9) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年12月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月18日 審議
- ④ 令和6年12月13日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求に対し、処分庁は、開示請求された「「省庁間取決め」（出典：2022. 9. 13－本本B1490）に該当するもの全て。」に係る行政文書のうち、別紙に掲げる文書1ないし文書3の全部を開示し、これら3文書以外の文書（本件対象文書）の全てについては、公にしないことを前提とした文書及び検討段階にある文書であり、件名及び件数を含めて、その全部を法5条3号及び5号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の開示等を求めており、諮問庁は、本件対象文書の全部につき、件名及び件数を含めて不開示とした原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の不開示情報該当性について

諮問庁は、開示請求に係る行政文書のうち、開示された別紙に掲げる文書1ないし文書3以外の文書（本件対象文書）の全てについては、公にしないことを前提とした文書及び検討段階にある文書である旨説明する。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、当該文書は、開示請求に係る「省庁間取決め」に該当する文書であると認められ、その全てが公にしないことを前提とした文書及び検討段階にある文書である旨の上記諮問庁の説明に不自然、不合理な点はない。

これを検討するに、本件対象文書の全てについては、その件名及び件数を含め、これを公にすることにより、我が国の安全保障上の関心事項等が推察され、ひいては国の安全が害されるおそれ等があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条3号及び5号に該当するとして不開示とした決定については、同条3号に該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

（第4部会）

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

- 文書1 緊急事態の際の自衛隊の航空機又は船舶の派遣に関する外務省と防衛
庁の協力体制（運企第1565号・外領保第1号。平成13年3月2日）
- 文書2 覚書（統幕参第37号・外領安第2号。平成28年4月14日）
- 文書3 在外邦人等の保護措置に関する協力体制（統幕参第158号・外領安
第3号。平成28年10月13日）
- 文書4 開示請求された「「省庁間取決め」（出典：2022. 9. 13一本
本B1490）に該当するもの全て。」に係る行政文書のうち、文書1
ないし文書3以外の文書（本件対象文書）